

新出少弐氏発給文書について

佐伯 弘次

はじめに

『太宰府市史中世資料編⁽¹⁾』では、太宰府市に関する代表的な史料を収録した。収録の基本方針は、中世の太宰府市域と住人に関する史料、太宰府天満宮に関する史料、大宰府機構に関する史料、大宰少弐武藤氏（少弐氏）に関する史料を特に重点的に選択した。当初は、少弐氏関係史料集とする案が有力であったこともあり、少弐氏関係史料の収集には力を注いだ。結果的に中世資料編は古代資料編と同じ体裁で刊行することになり、少弐氏関係史料集とはならなかつたが、附編として、「少弐氏発給文書目録」と「少弐氏花押集」を収録し、少弐氏研究の基礎的な情報を提供することが出来た。

「少弐氏発給文書目録」を見ると、大部分の文書は『大宰府・太宰府天満宮史料』等で活字化されている。ごく一部にまだ活字化のすんでいない文書があり、本稿では、偶見した新史料の紹介を行いたい。

一 収録史料

科学研究費補助金や九州大学教育研究補助金等で韓国国史編纂委員会の対馬宗家文書調査を行った。この国史編纂委員会の宗家文書には「宗家御判物写」が多く存在し、中には、対馬宗家文庫本「宗家

御判物写」にない本があるため、中世史研究にとっても貴重である⁽²⁾。国史編纂委員会本「宗家御判物写」を閲覧していたとき、それ以外の史料にも中世史料の写しがあることが判明した。それらの中から発見したのが、本稿で紹介する文書である。

国史編纂委員会宗家文書の記録類三九二六号に「豊崎郷佐護郷諸家知行覚書」という史料がある。これは「宗家御判物写」とは全く別系統の史料であり、題名からしても中世文書を収録しているとはわからぬ。本史料の中に、三通の少弐氏関係文書が存在した。

二 史料の紹介

「黒木勝見家所持」とされる「御判物」である。対馬藩士の黒木氏は、「対馬藩分限帳⁽⁴⁾」の府内士・馬廻に高百三十石として黒木源磨（惣左衛門）の名が見える。対馬藩の役職帳によると、黒木勝見は天明六年（一七八六）六月二十九日に藩の御用人仮役になり、寛政三年（一七九二）五月朔日に病気のため願いにより免職となつた。その後、寛政十二年（一八〇〇）閏四月二十日に御用人に任じられ、享和三年（一八〇三）正月十日、病気のため願いにより免職となつた。史料を紹介しよう。

一 号 少弐教頼書下

筑前・筑後両国之内本領相続地所々事、任満貞判形之旨、領掌不可有相違之状如件、

嘉吉二年正月廿六日

(少弐教頼)
太宰少弐（花押影）

黒木兵庫助殿

二 号 少弐頼忠書下

筑前国岩門庄山田七町・同国嘉麻郡本上下三十五町・豊前国田河郡三十町、兄弟為相論間、所為中分也、任先例可致沙汰之状如件、

文明元

九月廿八日

(少弐頼忠)
頼忠（花押影）

黒木助六殿

三号 少弐頼忠書下

肥前国養父郡内倉上之事、兄弟為相論之間、半分拾伍町之事、任先例之旨、知行不可有相違之状如件、

文明元年

九月廿八日

(少弐頼忠)
太宰少弐判同断

黒木助六殿

三 内容の検討

この三通の文書は、現存する「宗家御判物写」には存在しない。そ

れぞれの文書につき、簡単に検討しよう。

一号文書の発給者「太宰少弐」は、花押影から室町後期の少弐氏当主少弐教頼であることが判明する。花押影は「少弐氏花押集」の教頼花押A-2に近い。文書名は少弐教頼書下である。少弐教頼の発給文書の初見は嘉吉元年八月二十四日教頼書下である。⁽⁶⁾ これは、同年六月の嘉吉の乱時の負傷によって、大内持世が死亡し、一時的に大内氏と少弐氏の権力バランスが崩れ、少弐教頼が筑前に進出した時期にあたる。嘉吉元年に教頼文書が集中しているが、嘉吉三年まで断続的に筑前国関係の文書が残っている。これに対応する対馬宗氏の筑前関係の発給文書も嘉吉元年から同四年に分布しており、嘉吉元年から四年の間、少弐氏とそれを支えた宗氏が筑前方面で活動したといえる。本文書の嘉吉二年（一四四一）はまさにこの期間に含まれ、他の文書とも時期的に整合するということになる。

本文書の宛所・黒木兵庫助の出自については、この三通の文書からはよくわからない。「筑前・筑後両国之内本領相続地所々」とあることから、筑前から筑後にかけて本領が存在したことがわかる。黒木という姓が地名に基づくものであるとすると、筑後国黒木に出自を持つ国人の可能性がある。筑後国猫尾城主黒木氏の黒木系図には、室町期の記事が欠落している。室町・戦国期の史料には、筑後黒木氏の活動が点々と登場する。⁽⁸⁾

本文書の内容は、少弐教頼が黒木兵庫助の筑前・筑後両国の内、本領相続地所々を「満貞判形」の旨に任せて領掌すべきことを承認したものである。機能的には安堵状である。「満貞」は教頼の父少弐満貞である。「任満貞判形之旨」とあることから、少弐満貞の所領宛行状もしくは安堵状が存在し、それに基づいて教頼の安堵状が発給された

ことがわかる。満貞の文書は写されていなかったため、近世中期には残つていなかつたと考えられる。

次に二号文書について検討しよう。本文書の発給者「頼忠」の花押影は少弐頼忠の花押と一致する。花押影は「少弐氏花押集」の頼忠花押A-1に近い。少弐頼忠は教頼の子で、対馬宗氏の庇護のもとに育つた。実名の頼忠は応仁二年（一四六八）四月から文明三年（一四七一）まで確認される。文明三年九月二十三日以前に、政尚と実名が変化する。これは足利義政の一字を受けたと考えられる。政尚は文明十年（一四七八）十月四日まで確認され、文明十一年（一四七九）十一月十九日以前に政資と実名が変わる。⁽⁹⁾この名は敗死する明応六年（一四九七）四月十九日まで使用された。文明元年九月二十八日の段階では、実名は頼忠であり、本文書の差出書と矛盾しない。文書名は少弐頼忠書下である。

少弐頼忠は、父教頼の敗死後、対馬島主宗貞国とともに拳兵し、文明元年（一四六九）七月、筑前を回復し、大宰府に入った。まさにその直後の文書が本文書である。応仁の乱中の少弐頼忠（政尚）の文書は、応仁二年から文明五年の間に集中している。これに対し、宗氏の筑前関係の文書は文明元年から同三年に集中し、とくに筑前入国直後の文明元年九月に集中している。本文書はそうした宗氏発給文書と同時のものである。

内容は、黒木助六と兄弟某が相論し、相論の対象となつた筑前国岩門庄山田七町・同国嘉麻郡本上下三十五町・豊前国田川郡二十町を中分し、相論地半分の知行を認めた安堵状である。筑前国岩門庄は現那珂川町に存在した岩門（岩戸）庄であり、同町山田が岩門庄の中についたことがわかる。同国嘉麻郡本上下は嘉麻郡のどこに相当するか不明。

豊前国田川郡はそれより詳しい地名の記載がない。

これと同日付の文書が三号文書である。差出書が「太宰少弐」と官途書であり、年号に「年」が付いていることが異なるが、二号文書と同じ少弐頼忠書下である。少弐頼忠（政尚・政資）の文書を見ると、差出書には実名書と官途書がある。おおむね実名書には国人宛、官途書には寺社宛が多い。ただし、この二号文書と三号文書の場合、同日付で同一国人宛の文書であり、なぜ差出書が異なるのかは不明である。

文書の内容は、肥前国養父郡内倉上を宛所の黒木助六と兄弟某が相論したため、中分し、半分の十五町の知行を助六に認めたものである。前号と同様、中分安堵状ともいうべき文書である。前文書と同様の文書であれば、二号文書の中に三号文書の所領も入れてもよかつたはずで、なぜ同日付・同宛所の中分安堵状が二通作成されたのかはよくわからない。

肥前国養父郡内倉上は現鳥栖市蔵上に比定される。中世においては、安楽寺領の半不輸の寺領として肥前国倉上庄があり、また大隅国守護領としても肥前国倉上庄があつた。⁽¹⁰⁾こうした安楽寺領や大隅守護領としての倉上庄は、室町後期には国人領となつていたことがわかる。

四 黒木氏と少弐氏・宗氏

さて次に黒木氏の位置づけについて考えてみたい。対馬にも多くの室町期少弐氏発給文書が残っている。少弐教頼に關しては、平山氏・島屋氏・宗氏宛であり、少弐頼忠に關しては、島屋氏・古河氏宛である。⁽¹¹⁾これらの国人は、いずれも対馬宗氏の被官であり、対馬滞在中の少弐氏と何らかの接点があつたものか、あるいは少弐氏と同時に筑前

方面に出兵していたかのいずれかであろう。したがつて本来宗氏の被

官であった者が、何らかの理由によって一時的に少弐氏と結びつき、こうした文書の発給を受けたものであろう。こうした諸氏は少弐氏との間に主従関係を結んだものではなかつたことに特色がある。

それに対しても、黒木氏は室町期においては宗氏との接点も見あたらぬ。筑前・筑後に本領を有する九州国人であり、当時は少弐氏被官といえる存在であった。つまり少弐氏直臣の家文書である点に特色がある。ではなぜ本文書が対馬宗家文書の中に写しとして残つたのかといふ。近世においては黒木氏は宗氏の家臣であるので、文明元年からいえば、近世における時期に少弐氏の元を離れ、対馬に渡つて宗氏の被官になつたということになる。それは少弐氏の滅亡後か否かという問題もある。様々な契機が考えられるが、一つの可能性として考えられるのは、応仁の乱時に宗氏が少弐氏を後援して筑前に出兵した時、少弐氏の元を離れ、宗氏の傘下に入つたというケースである。

おわりに

新出少弐氏発給文書三通の紹介を行つた。今のところ現存しない文書なので、この出典が唯一の史料といえる。室町時代後期の少弐氏史料として貴重な史料であるといえる。今後もこうした形で関係史料が発見、ないし再発見されることが予想され、室町・戦国時代の少弐氏の実態が明らかになることが期待される。

註

(1) 太宰府市史編集委員会編『太宰府市史中世資料編』(太宰府市、二〇〇一)

年)。

(2) 佐伯弘次「対馬宗家文書の中世史料」(九州文化史研究所紀要)四四号、二〇〇〇年)。のち『宗家文庫資料の総合的研究』(科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇一年)に増補して再録。

(3) 『対馬島宗家文書記録類目録集』(国史編纂委員会、一九九〇年)。なおその日本語版として『大韓民国国史編纂委員会所蔵対馬宗家文書—記録類目録集』(ビスター ピー・エス、一〇〇三年)がある。

(4) 安藤良俊・梅野初平共編『対馬藩分限帳』(九州大学出版会、一九九〇年)。

(5) 『厳原町誌史料編』(厳原町、一九九五年)。

(6) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配—義弘期から政弘期まで」(『九州中世史研究』一、一九七八年)、「少弐氏発給文書目録」。

(7) 矢野一貞編「筑後将土軍談」卷二十五(『筑後国史 中巻』名著出版、一九七二年)。

(8) 「角川日本地名大辞典 四〇 福岡県」(角川書店、一九八八年)、「日本歴史地名大系 四一 福岡県の地名」(平凡社、二〇〇四年)。

(9) 以上、佐伯弘次註(6)論文。

(10) 佐伯弘次註(6)論文、「少弐氏発給文書目録」。

(11) 「角川日本地名大辞典 四一 佐賀県」(角川書店、一九八二年)。

(12) 註(10)に同じ。

(さえき・こうじ 九州大学大学院人文科学研究院教授／市史編さん委員)